



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2021年3月8日号

感染予防策の評価で外来や在宅医療に5点の加算 ~臨時的取り扱い

《背景》 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者の診療について、特に手厚い感染症対策が求められることを勘案し、対策を講じた場合、外来診療や訪問診療などの点数に1回あたり5点を加算できるという診療報酬上の臨時的な取り扱いが示された。

《解説》 この臨時的な取り扱いは、4月から9月までの診療分とされています。特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、診察料などを算定する場合、再診料の時間外対応加算1に相当する点数(5点)をさらに算定できるとされました(下記概要イメージ)。なお、小児の外来診療については別途、臨時的な加算の仕組みがあります。

初診料

再診料(電話等による再診を除く)

地域包括診療料

在宅患者訪問診療料(I)(II)

在宅患者訪問看護・指導料

同一建物居住者訪問看護・指導料

精神科訪問看護・指導料 ーなど

特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合、

+ 1回あたり5点を加算
(医科外来等感染症対策実施加算)

※再診料の時間外対応加算1(5点)に相当する点数。

特に必要な感染予防策

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行う。

例

- 状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行うなど、感染防止に十分配慮して患者への診療を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。
- 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。

※厚生労働省の事務連絡(2021年2月26日)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000746419.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867